

青森市緑の基本計画

“わたしたちのつくる 緑あふれる 青い森”

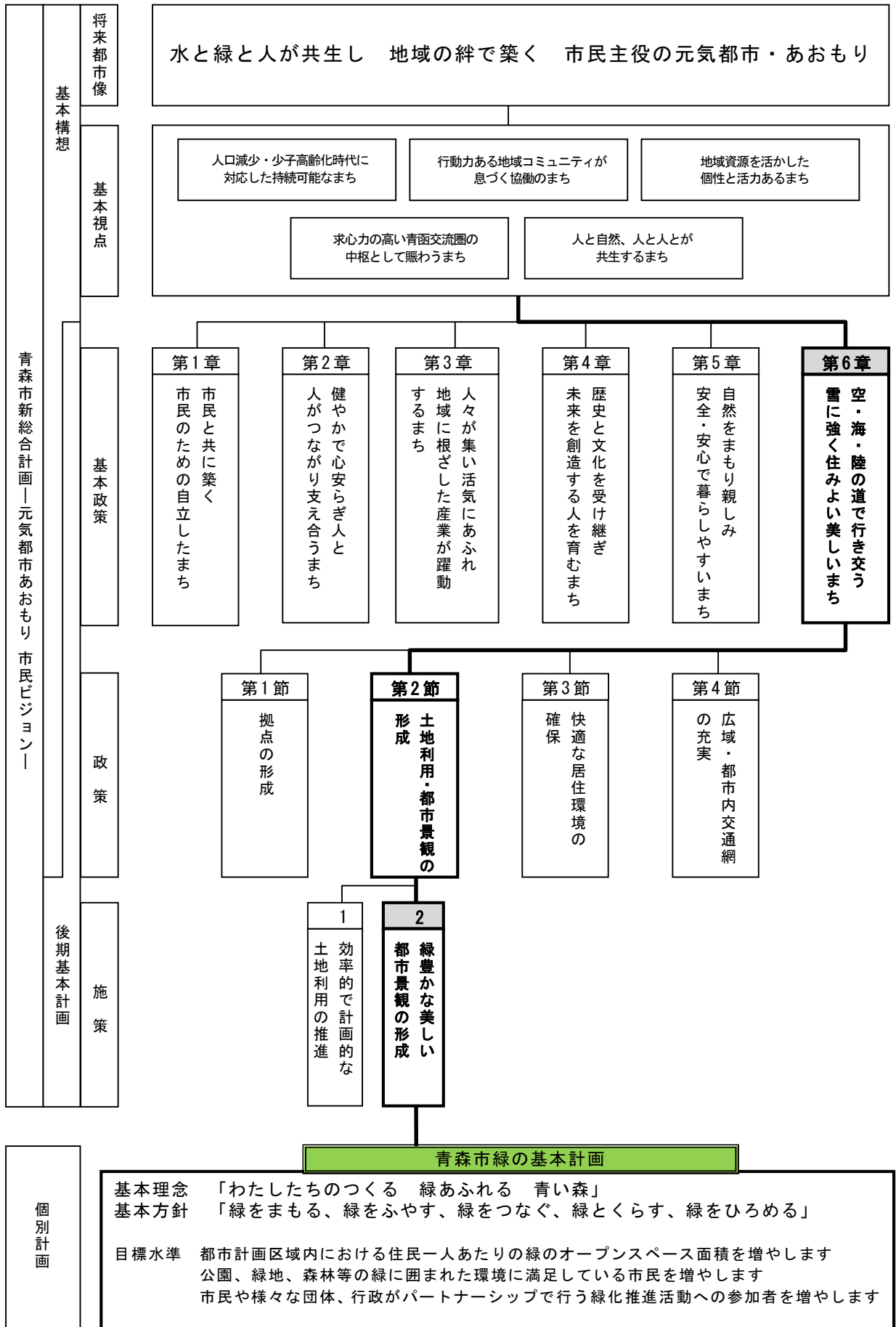


～緑と花に彩られた美しいまち～

平成28年3月

青森市

青森市緑の基本計画体系図



青森市緑の基本計画 目次

第1章 計画策定にあたって

1-1 緑の基本計画改訂の背景と目的	- 1 -
1-2 緑の基本計画の位置づけと役割	- 2 -
1-3 緑の定義	- 3 -
1-4 緑の必要性（機能と役割）	- 4 -
1-5 関連計画の整理	- 5 -

第2章 緑の現状と課題

2-1 青森市の人口推移	- 7 -
2-2 青森市を取り巻く環境	- 8 -
2-3 都市公園の現状	- 17 -
2-4 都市公園以外の公共施設緑地の現状	- 21 -
2-5 公園の経年数と維持管理の現状	- 26 -
2-6 その他の緑の現状	- 27 -
2-7 緑化推進活動の現状	- 28 -
2-8 市民意識調査	- 37 -
2-9 課題の整理	- 43 -

第3章 計画の基本方針

3-1 基本理念	- 44 -
3-2 緑の将来像	- 45 -
3-3 基本方針	- 46 -

第4章 緑地の保全及び緑化の目標

4-1 計画フレームの設定	- 48 -
4-2 計画の目標水準	- 49 -

第5章 緑の配置方針

5-1 機能別緑の配置方針	- 51 -
5-2 総合的な緑の配置方針	- 56 -
5-3 将来の公園整備の方針	- 58 -

第6章 緑地の保全及び緑化の推進

6-1 緑地の保全及び緑化推進の施策	- 59 -
6-2 パートナーシップによる緑地の保全及び緑化の推進	- 72 -
6-3 緑化重点地区の設定及び基本方針	- 74 -
6-4 緑化重点地区の施策	- 78 -

第7章 推進体制

7-1 市民の役割	- 80 -
7-2 事業者の役割	- 80 -
7-3 行政の役割	- 80 -

【資料編】

第1章 計画策定にあたって

1-1 緑の基本計画改訂の背景と目的

(1) 改訂の背景

平成18年度に策定した「青森市緑の基本計画」は、平成27年度に目標年次を迎えるにあたり、関係法令の改正や市のまちづくりの上位計画である「青森市新総合計画・後期基本計画」の策定等に伴う状況変化、及び地球温暖化進行の抑制や希少な動植物の生息環境の確保が必要等の自然環境に関する課題、将来的に予測される人口減少過程、市民ニーズや価値観の多様化等、“緑”をとりまく社会情勢の変化もあり、将来にわたって“わたしたちのつくる 緑あふれる 青い森”を継続するため、見直しを行います。

(2) 緑の基本計画の目的

本計画の目的は豊かな地域づくりや良好な都市環境を創出することを目指して、公園等の適正な配置や整備、また緑地の保全や緑化の推進に関する施策の方向性を定めるとともに、その施策を計画的に実施するための目標や取り組みを定めることです。

(3) 計画期間

計画期間は、平成28年度から平成37年度とします。

なお、青森市新総合計画の後期基本計画終了年度の平成32年度において、見直しを行うものとします。



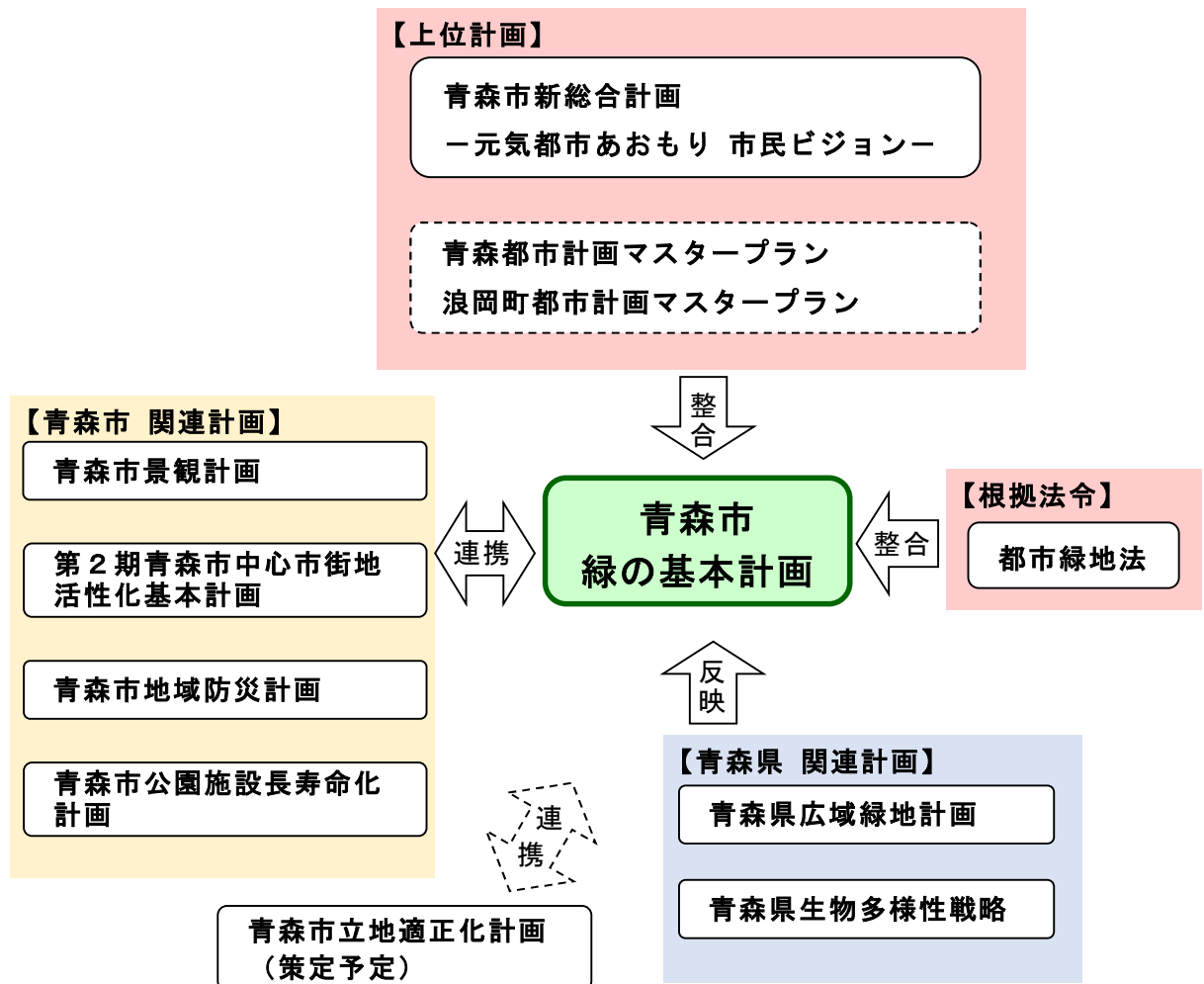
〈花いっぱいの平和公園〉

1-2 緑の基本計画の位置づけと役割

(1) 緑の基本計画の位置づけ

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に基づく市町村の「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として策定するもので、本市の緑全般の施策を推進するためのマスタープランとして位置づけられ、国、県の緑に関する指針等を踏まえることはもとより、本市における総合計画及び都市計画マスタープラン等の上位計画や関連する計画との整合を図りながら策定する必要があります。

本計画は「青森市新総合計画—元気都市あおもり 市民ビジョン— 後期基本計画」に掲げる施策、第6章「空・海・陸の道で行き交う雪に強く住みよい美しいまち」第2節「土地利用・都市景観の形成」第2項「緑豊かな美しい都市景観の形成」の推進に向けた分野別計画で、本市の多岐にわたる緑地の保全及び緑化の推進を総合的に進めるものです。



(2) 緑の基本計画の役割

緑の基本計画の役割は、以下の項目を踏まえ、日々の生活で様々な機能を持つ緑の保全及び緑化の推進により、緑あふれる快適な都市をつくり上げていくことです。

- ・ 緑の基本計画は、都市計画による事業や制度のみではなく、公共施設の緑化、民有地の緑化も含めたハード事業に加え、ソフト事業も含めた市町村における緑全般に関わる総合的な計画です。
- ・ 緑の基本計画は、地域の諸条件を十分考慮し、独自性や創意工夫を発揮した計画です。
- ・ 緑の基本計画は、計画策定に際してパブリックコメント[※]等を通じて、住民意見を反映することが義務づけられている計画です。
- ・ 緑の基本計画は、市民、事業者、行政が一体となって緑の基本計画の実効性を高めるために、内容の公表が義務づけられている計画です。

1-3 緑の定義

本計画で「緑」とは、草花や樹木、公園や緑地、広場を示すだけでなく、農地、樹林地、河川、湖沼まで含む広義なものであり、公共用地のほか、民有地も含めた都市の緑全般を意味します。



〈平和公園〉



〈野木和公園内の野木和湖〉



〈青森市郊外の田園〉



〈青森市浪岡地区のリンゴ畑〉

1-4 緑の必要性（機能と役割）

本市における緑は私たちの心を育み、緑と花にあふれた潤いのある美しいまちなみの形成をはじめ、生物の多様性の確保、災害時の避難所等、様々な機能を持ち、私たちの生活にかけがえのない財産です。

また、緑の存在は普遍的なもので、以下の役割を守り、育て、次世代を担う子どもたちが緑と花にあふれる青い森で暮らすことができるよう、緑の大切さを再認識することが重要です。

① 生物の多様性を確保することにより人と自然が共生する都市環境を創出します。

- ・ ヒートアイランド現象を緩和します。
- ・ 汚染物質の吸収、吸着により大気を浄化し、騒音、振動を抑制します。
- ・ 希少種を含む野生生物の生育地、生息地として生態系を構成、維持します。
- ・ 郊外の清涼な風を都市に送りこむ風の道を形成します。

② 災害時の避難所、救援活動拠点などとしての機能により都市の安全性を確保します。

- ・ 大地震や大火災の発生時における避難所や避難路等を確保します。
- ・ 火災の延焼を軽減します。
- ・ 斜面の保全、保水機能の向上によりがけ崩れと土砂崩れを防止します。
- ・ 被災後の救援活動拠点や広域防災拠点等として機能します。

③ 四季の変化が心を育み、潤いのある美しい景観を形成します。

- ・ 「青い森」の名にふさわしい四季の変化を実感できる快適な生活環境や美しい景観を創出します。
- ・ 地域固有の文化や歴史と深く関わる緑により、個性と魅力ある地域づくりを推進します。
- ・ 地域の気候、風土に応じて個性ある緑により、次世代を担う子どもたちの感受性を育みます。

④ 緑の持つ多様な機能の活用により、多様化する余暇活動に対応可能な空間を提供します。

- ・ 子どもの遊び場、運動の場、人々が集い自然と触れ合うことのできる場を提供します。
- ・ 地域コミュニティ活動の場及び地域の活性化を図る機会を提供します。

1-5 関連計画の整理

【青森市関連計画】

「青森市新総合計画－元気都市あおもり 市民ビジョン－」
<p>平成 23 年策定 (基本構想計画期間：平成 23 年度～平成 32 年度) (後期基本計画 計画期間：平成 28 年度～平成 32 年度)</p> <p>【緑に関する主な記述】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○緑豊かな美しい都市景観の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・地域と行政の連携による地域性豊かな緑化活動の推進 ・自然環境に配慮したまちづくり ・自然環境や歴史・文化的景観資源の保全 ・市民・事業者・行政が一体となった都市景観の形成 ・誰もが安全で快適に利用できる公園・緑地の充実 ・市民や団体などと連携した管理体制の充実
「青森都市計画マスタープラン」
<p>平成 11 年策定</p> <p>【緑に関する主な記述】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○みどりに関する整備方針 <ul style="list-style-type: none"> ・都市を取り囲む周辺の花々のみどり、市街地の公園・緑地、社寺の木立、街路樹、各庭の花々等の体系的なみどりの空間整備により「青い森」を創出
「浪岡町都市計画マスタープラン」
<p>平成 15 年策定</p> <p>【緑に関する主な記述】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市施設 <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画決定されている公園の整備、街区公園の適正配置検討及び整備 ・既設公園、緑地の維持管理、利用状況を勘案した園内施設の改善 ○都市景観 <ul style="list-style-type: none"> ・町の外郭を囲む森林、農地の保全 ・農業振興、緑地環境保全、郷土の景観形成の観点からの農地保全 ・身近な水辺、緑環境を活用した環境共生のまちづくり推進 ・公共・公益的施設の緑化推進 ・緑地協定、地区計画による地域ぐるみの緑化による緑のまちづくり推進
「青森市景観計画」
<p>平成 18 年策定</p> <p>【緑に関する主な記述】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ・身近な公園、緑地での植栽活動や敷地内緑化による緑花空間の形成 ○大規模行為景観形成基準 <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の優れた景観との調和への配慮、市推薦樹種を用いた敷地内緑化、敷地内の樹姿又は樹勢が優れた既存樹木の保存又は移植への配慮
「第 2 期青森市中心市街地活性化基本計画」
<p>平成 24 年策定 (計画期間：平成 24 年 4 月～平成 29 年 3 月)</p> <p>【緑に関する主な記述】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑・交流・集い・賑わいのある商業空間として、機能性にも配慮した街並みの景観形成

「青森市地域防災計画」
平成 26 年策定 【緑に関する主な記述】 ・ おおむね 10ha 以上の公園、公共空地を広域避難所として指定 ・ 近隣公園、街区公園及びこれに相当する施設を一時避難所として指定
「青森市公園施設長寿命化計画」
平成 23 年策定 (計画期間：平成 23 年～平成 32 年) 【緑に関する主な記述】 ○ 日常的な維持管理に関する基本的方針 ・ 日常点検（月一回以上）、定期点検（年一回）の実施 ○ 公園施設の長寿命化のための基本方針 ・ 既設施設の予防的な点検修繕の実施による公園長寿命化 ・ 新規施設整備時の耐久性向上と時代のニーズに合致した施設整備
【青森県関連計画】
青森県広域緑地計画
平成 10 年策定（計画期間：平成 10 年～平成 30 年） 【基本理念】 ・ 多様な効用を持つみどりを保全・創造し、県民が真に豊かさを実感できる生活環境として、潤いに満ちた質の高いみどりのまちづくりを目指す
青森県生物多様性戦略
平成 26 年 策定（計画期間：平成 26 年～平成 36 年） 【基本理念】 ・ いきものたちを育み恵みを授ける自然と共に生きるあおもり